

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

第8号

### 家庭裁判所調査官

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。  
事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をQ&A形式でお届けします。

レーヴ法律事務所弁護士。  
大阪電気通信大学工学部電子工学科卒業、半導体製造会社にエンジニアとして勤務した後、金沢大学大学院法学研究科法務専攻修了。2012年弁護士登録。  
2021年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に取り扱うレーヴ法律事務所に参画。



弁護士  
今西 淳浩



### Question

園児のご両親が離婚に向けた話し合いをしているようで、先日、〇〇家庭裁判所の調査官と名乗る方から、園児の保育状況、監護状況などのお話を伺いたいとの連絡を受けました。

園および保育士が調査官にお話をした後、園児の両親から「個人情報保護法違反だ。」などと文句を言われな心配です。

### 親権争い



### 個人情報保護法？



### Answer

#### ①家庭裁判所調査官は、何の為に園に話を聞きに来るのか？

それは、夫婦のどちらが親権者・監護権者になるべきかを判断するためです。夫婦が離婚する場合、子どもの親権者を父母の誰にするのか、が問題となります。夫婦の話し合いで決まらない場合、最終的には裁判所にその判断を委ねることになります。

判断を委ねられた裁判所は、家庭裁判所の職員である調査官に「事実の調査」を命じることがあります。調査を命じられた調査官は、親、園児との面接、家庭訪問だけでなく、通っている園にも話を聞くなどして、園児の生活状況、監護状況などを調査し、事実関係のほか、どちらの親が親権者・監護権者であるべきかという意見を添えて、裁判所に報告します。

裁判所は、報告書のほか、夫婦の言い分などを踏まえて判断をしますが、実務上は、調査官の意見に沿ったものになることがほとんどです。

#### ②園児およびその保護者について話をすることが、個人情報保護法上問題とはならないのか？

問題にはなりません。

個人情報保護法は、法令に基づく場合などの例外を除き、個人情報取扱事業者が、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないと定めています（法23条1項）。

家庭裁判所調査官の事実の調査は、家事審判規則7条の2の「家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。」に基づいて行われる調査になります。最高裁判所も、官庁その他行政機関に宛てた文書に、「家事審判規則7条の2に基づく事実の調査等については『法令に基づく場合』として、あらかじめ本人の同意を得なくても、個人情報を第三者に提供できることとされている」と通知していますので、この点については心配しなくてもよいでしょう。

園の困りごと、何でもお問合せください ～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

[東京弁護士会所属]

■弁護士/保育士 柴田 洋平 ■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩

TEL: 03-5336-3390

Email: reve.info@reve-law.jp

HP: <https://www.reve-law.jp/>

